

○役員選任に関する細則

平成 6年 6月 1 1 日制定
平成 10年 7月 2 5 日改正
平成 16年 1月 1 7 日改正
平成 16年 1 1 月 2 0 日改正
平成 25年 1 2 月 2 1 日改正
平成 29年 3月 2 9 日改正

役員選任に関する細則

(趣旨)

第1条 この細則は、日吉台共有施設管理組合規約（以下「規約」という。）第30条の規定に基づく役員を選任について必要な事項を定める。

(理事の選任方法)

第2条 理事は、組合員が所属する自治会（組合員が自治会員でない場合も含む。以下同じ。）の会長又はマンション管理組合の理事長の推薦を受け、総会で選任する。ただし、日吉台地区に居住しない組合員からの選任方法は、別に定める。

(役員交代)

第3条 選任された理事が業務を遂行できなくなるか、又は理事会等に著しく出席できなくなった場合は、理事長は前条に規定する自治会の会長又はマンション管理組合の理事長に交代の役員を推薦してもらい理事会で選任する。

(再任方法)

第4条 理事の再任は、理事長の推薦により総会において選任する。

(欠格条項)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、役員となることができない。

- (1) 未成年者、成年被後見人又は被保佐人
- (2) 禁錮以上の刑に処せられた者であつて、その執行が終り、又は執行を受けることがなくなつてから3年を経過しないもの
- (3) 破産者であつて復権を得ないもの
- (4) 修繕積立金又は維持管理費の未納者
- (5) 規約又は細則に違反した者
- (6) 組合印又は理事長印を盗用した者
- (7) 組合帳簿・証憑を隠匿し、又は改ざんした者

(8) 組合関係の文書を故意に隠匿した者

(9) 組合の名誉を著しく毀損した者

(10) 組合設立後業務委託を受け、組合との利害関係があった者

(11) 前七号に該当するものが法人である場合は、当該法人又は当該法人の関連会社の役員若しくは従業員若しくは過去に役員若しくは従業員であった者で、理事会で決定したもの。個人の場合も法人と同様とする。

(役員を選出及び役員代理)

第6条 役員は、組合員の中から選出するものとする。ただし、組合員と同居する次の各号に掲げる者に限り、当該組合員の代理として役員（監事を除く。以下同じ。）に選出することができる。

(1) 配偶者

(2) 1親等の親族

(3) 1親等の姻族

2 前項ただし書の規定による代理の役員は、理事長又は副理事長になることができない。

附 則

この細則は、平成25年12月21日から施行する。

附 則

この細則は、平成29年4月1日から施行する。